

那覇市会議の公開に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、別に定めるもののほか、那覇市における情報公開制度の趣旨にのっとり、会議を公開することにより、その審議、審査、調査等(以下「審議等」という。)の状況を市民に明らかにし、会議の公正な運営を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加の推進に寄与することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この指針の対象とする会議は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定により設置された審議会、審査会、調査会等(以下「審議会等」という。)の会議とする。

(会議公開の基準)

第3条 審議会等の会議は、公開することを原則とする。ただし、審議会等の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において、那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第7条第1項各号に掲げる情報に関し、審議等をする場合
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

(公開、非公開の決定)

第4条 審議会等は、前条に規定する会議公開の基準に基づき、会議の公開又は非公開を決定する。

(会議の日程等の公表)

第5条 会議の日程等は、会議を開催する日の1週間前までに公表するものとする。ただし、会議を開催する日の1週間前までに公表することができない事情があるときは、当該会議の開催の決定後、速やかに公表するものとする。

- 2 会議の日程等の公表は、会議開催の公告(様式)を市役所前の掲示場に掲示し、及び本市のホームページに掲載する方法により行うものとする。
- 3 前項の規定は、会議の日程等の公表について、同項に規定する方法とは別の方法

を加えて行うことを妨げるものではない。

- 4 会議の開催を事前に公表するに当たっては、会議の開催日時、場所、議題及び窓口を明記するものとする。

(会議の公開の方法等)

第6条 審議会等は、公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設け、市民の傍聴を認めるものとする。

- 2 審議会等は、会場の秩序維持のために必要と認めるときは、傍聴者に退席を命ずることができる。

- 3 審議会等の長は、審議等に関して提出された資料について、審議会等に諮り、その同意を得て、これを傍聴者に閲覧させることができる。

- 4 審議会等は、報道機関の取材活動について十分に配慮するものとする。

(会議の記録の作成)

第7条 審議会等は、会議を開催したときは、当該会議の公開、非公開にかかわらず、速やかに、次に掲げる事項を記載した会議の記録を作成しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者の氏名
- (5) 会議の議題
- (6) 配布資料の名称
- (7) 審議等の内容
- (8) 前各号に掲げるもののほか、審議会等が必要と認める事項

(会議の記録又はその写しの閲覧)

第8条 審議会等は、前条の規定により作成された会議の記録又はその写しを市民の閲覧に供するよう努めるものとする。

- 2 審議会等は、会議の記録又はその写しを市民の閲覧に供するときは、那覇市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる情報が閲覧に供されないよう行わなければならない。

(運用状況の公表)

第9条 審議会等は、会議の公開の運用状況について、年1回公表しなければならない。

い。

付 則(令和6年3月29日市長決裁)

(施行期日)

- 1 この指針は、令和6年4月1日から施行する。
(会議の公開に関する実施方針の廃止)
- 2 会議の公開に関する実施方針(昭和63年10月28日市長決裁)は、廃止する。
(那覇市の会議の公開に関する指針の廃止)
- 3 那覇市の会議の公開に関する指針(昭和63年10月28日市長決裁)は、廃止する。
(経過措置)
- 4 この指針の施行の日の前に行った前項の規定により廃止する那覇市の会議の公開に関する指針の規定による会議の日程等の周知その他の行為は、この指針の相当規定により行った会議の日程等の公表その他の行為とみなす。

様式(第5条関係)

〇〇公告第 号
年 月 日

会議開催の公告

次のとおり、会議を開催しますので公告します。

〇 〇 〇 〇 印

記

1 会議の名称：

2 開催年月日： 年 月 日（ ）
時 分 ～ 時 分

3 開催場所：

4 議題：

5 傍聴： 可（傍聴定員： 名）
不可（理由： ）

6 連絡先： 担当事務局： 部 課
(Tel： 担当：)